

いじめについて考える架空事例(1)

オサム、コウタ、ショウヘイは、小学校6年生の男子3人組。休み時間や放課後、いつも一緒にいる。

オサムは他の2人よりかなり背が低い。最近では、コウタやショウヘイは、オサムのことを「チビ」と呼び、「おいチビ、行こうぜ!」と呼んだりしている。オサムがにこにこしながらコウタやショウヘイについていっている様子が見られる。

担任教師や一部の子どもは、この「チビ」という呼び方が気になっている。このまま呼ばせていてよいのだろうか？

いじめについて考える架空事例(2)

小学校4年生のミズホには少々抜けたところがあり、忘れ物が多い。

ある日、算数の授業にミズホだけが三角定規を忘れてしまった。隣の席のマサキがこのことに気づき、「またオマエ忘れたのかよ」などと言っている。前の席のコズエも、「ミズホ、ダメだよ～」と同調する。その隣のヨウスケは「まったく、ミズホは成績も悪いし、忘れ物もするし、最悪だな」などとつぶやいている。ミズホは、こうした周囲の子どもたちの言葉など意に介さないような態度で、ノートにフリーハンドできたない図を描き出した。

担任教師や一部の子どもは、ミズホには困ったなあと思いながら、このままにしてしまってもよいのかと考えている。どうしたらよいのだろうか？

過去の主ないじめ関連事件－教訓は？

1986年2月 東京都の中野富士見中で、2年生の鹿川裕史君が「このままじゃ生きジゴクになっちゃうよ」という遺書を残して自殺。「葬式ごっこ」が問題に。→**教師による加担**

1993年1月 山形県新庄市で、中学校1年生がマットの中から遺体で見つかる（明倫中マット死事件）→**刑法犯罪相当のいじめ**

1994年11月 愛知県西尾市で、中学校2年生の大河内清輝君が詳しい遺書を残して自殺→**いじめの手口のひどさ、自殺連鎖につながる報道**

1999年8月 いじめを受けた子どもの保護者が「校長先生お願いします！」というホームページを開設→**被害者側からのネットを通じた発信**

2000年 名古屋市で、中学生五千万円恐喝事件→**社会的弱者への深刻な攻撃**

2006年 いじめ自殺相次ぐ。教師の加担や学校側の責任が問題に。

2007年 ネット上のいじめが問題に。

2010年 群馬県桐生市で、小6女子が自殺。→**いじめの背景に学級崩壊**

2012年 前年発生した大津市の中学生自殺事件で、**教育委員会、学校、警察の隠蔽・不作為**が問題に。**ネット等での過剰な社会的制裁**も生じている。

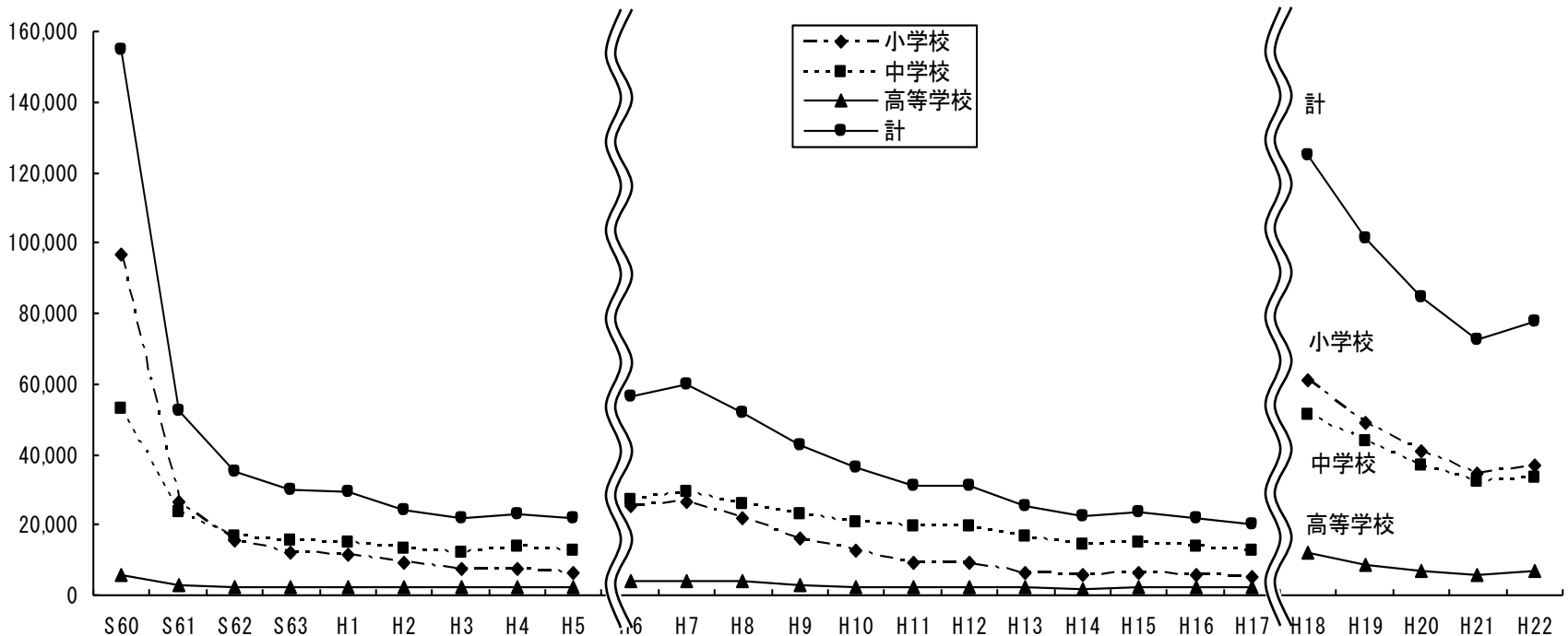
近年のいじめの特徴

- いじめる側といじめられる側が頻繁に入れ替わる。
- 「チクる」ことや学校を休むことで、ますますいじめられる。
- 身体や物への攻撃は、大人の常識を超えている。
- やさしくしたりひどいことをしたりと、精神的にもてあそぶこともある。
- 「異質＝穢(けが)れ」という論理が、いじめを正当化する。
- 携帯電話をもっている子どものいじめは、「ネットいじめ」でもあることが多い。
- 「いじめ」より「いじり」がある意味で深刻である。

いじめている側に教師が共感し、「子どものいじめだから大したことはないだろう」と高をくくることが危険。小さな兆候の陰で、被害児童生徒に深刻な被害がすでに生じている可能性がある。

いじめ統計の読み方

2012年11月、文部科学省の緊急調査の結果が発表され、いじめは半年で14万4054件に上り、前年の2倍となったと報じられる。ただし、佐賀県は132件、鹿児島県は30,877件と、大きな差がある。「いじめの件数」は、いじめの定義、統計のとりかた、調査の方法等によって大きく動く。



(文部科学省「平成22年度児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」)

いじめの定義について

「いじめとは、当該児童生徒が、一定の人間関係のある者から、心理的・物理的な攻撃を受けたことにより、精神的な苦痛を感じているものとする。なお、起こった場所は学校の内外を問わない。」
(平成18年度児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査以降、文部科学省による定義)

(参考) それ以前の定義は以下の通り。

「自分より弱い者に対して、一方的に、身体的・心理的な攻撃を継続的に加え、相手が深刻な苦痛を感じているもの。なお、起こった場所は学校の内外を問わない。」 (1994年、文部科学省)

いじめ対策で何をを目指すか

「いじめ撲滅」（＝いじめの件数が0件）は究極の目標かもしれないが、現実には非常に困難である上に、いじめが発生した場合にどうするかという危機管理が疎かになる可能性がある。（「いじめはあってはならない、だからいじめはない」という論理）

当面の目標は、**「深刻ないじめの激減」**であるはず。すなわち…

- (1) いじめが発生しにくい学校づくり、学級づくり、授業づくりを行い、
- (2) 万が一いじめが発生した場合には早期発見、早期対応が可能であるように準備をし、
- (3) それでも被害児童生徒に深刻な危害が及ぶ可能性がある場合には、徹底的に被害児童生徒を守れるように準備をし、
- (4) 最悪の場合にも問題が拡大しないように準備をする。

危機管理の発想

危機管理とは、

問題が生じる可能性（リスク）を低くすることと、
決定的な危機（クライシス）に陥る可能性を低くすること。

危機管理を妨げるのは、「あってはならない」「縁起が悪い」として問題から目をそらそうとする「**言霊主義**」。「もしかして」「万が一」という**批判的思考（クリティカル・シンキング）**が必要。

ハインリッヒの法則

1件の深刻な事故の背景には、29件の軽微な事故と、300件の「**ヒヤリ・ハット**」がある。



「ヒヤリ・ハット」の段階で対応すれば、深刻な事故を防げる可能性は非常に高くなる。

いじめ発生につながるリスク要因

- (1) 学級崩壊（学級における児童生徒の規範意識が低い状態）
- (2) 学級担任の孤立
- (3) 特別支援が必要な児童生徒への不適切な対応
- (4) 転入生、異文化を背景にもつ児童生徒、顔や身体に特徴がある児童生徒、衛生管理が不十分な児童生徒等への差別
- (5) 地域性や家庭環境に関係した差別
- (6) 部活動等における先輩・後輩間の差別的な関係
- (7) 教師による差別
- (8) 退屈な授業、儀式的な学校行事

「**同質原理**」（それぞれが基本的に同質であるという考え方）に基づく学校づくり、学級づくりは、いじめを生みやすい。「**異質原理**」に基づく学校づくり、学級づくりが求められる。そのためには、教師集団でも、互いの違いを尊重し、認め合える関係が築かれる必要がある。

いじめの深刻化につながるリスク要因

- (1) 教師によるいじめの是認、いじめへの加担
- (2) チームとして機能しない教職員集団
- (3) 事なかれ主義、隠蔽体質
- (4) 「チクリ」という威嚇（教師等に相談しづらい状況）
- (5) 保護者と教師とのコミュニケーション不足
- (6) 地域住民とのコミュニケーション不足
- (7) 報道機関に対する警戒、恐怖
- (8) 刑事事件相当の状況でも学校内で対応しようとする姿勢

「いじめはあって当たり前」という発想に立ち、「ヒヤリ・ハット」の時点で教職員、保護者、地域住民、警察等が連携して対応できる体制が必要。

最悪の事態を避けるためにも、**学校広報の充実**は不可欠。日常から、保護者や地域住民に対してはもちろん、校内広報や報道機関を通じた情報発信を行い、利害関係者（ステイクホルダー）との良好な関係を築く。

「ネット上のいじめ」に関して

2007年頃から、いわゆる「学校裏サイト」が問題に。大量のメールを送りつける事例、動画サイトにいじめている様子を載せる事例も。



コミュニティサイトの監視強化、保護者の意識の向上、情報モラル教育の推進、ネット上のいじめ加害者の検挙等によって、公開のサイトでの攻撃にはやや歯止めがかかる。



犯罪にならない程度の陰湿ないじめが、パスワードのかかった非公開のサイト等で進んでいる可能性が残る。他方、公開のサイトでの中傷や動画の公開は生じても、自治体・学校等による「**学校ネットパトロール**」（2012年、文部科学省が事例集を公開）や警察による検挙等に対応がなされている。

ネット上のいじめへの対応は基本的にいじめ一般の対応と同様でよいと考えられるが、**進行が速いので、早期発見、早期対応が求められる。**

いじめ対策として求められること

～ヘルス・プロモーティング・スクールという発想で～

- (1) **学級崩壊**の状況把握。ティーム・ティーチング等による対応。
学級経営に関する教員の力量向上（参考：千葉市教育センター『達人に学ぶ学級経営力』）。
- (2) **特別支援**が必要な児童生徒への支援体制の確認。一般の教員の発達障害等に対する理解の推進。
- (3) **児童虐待、貧困等**で苦しい状況にある子どもの状況把握、支援。
- (4) 児童生徒の**承認欲求**を満たす学級づくり、授業づくりの推進。
参考 「1日1000コンタクト」（金大竜先生）
「ほめ言葉のシャワー」（菊池省三先生）
- (5) 教職員が「ヒヤリ・ハット」を共有できる体制の構築。（**教職員のチームワークの構築**）
- (6) 保護者や地域住民が「ヒヤリ・ハット」を学校に伝えるルートの確立、周知徹底。日常からの**学校広報**の充実。
- (7) **ネット上のいじめ**への対応の確認。
- (8) 管理職・教育委員会が**隠蔽リスクの認識**をし、小さく見える事案にも真摯に対応できる状況をつくる。

おわりに

～柏市議会教育民生委員会での講演（2013.2.1）より～

互いに違いがあっても、差別がなく、互いを承認しあえるような状況であれば、いじめはなかなか生じません。

しかし、未熟な子どもたちは、互いの異質性を認め合うことが、容易にはできません。

だから、教師をはじめとする大人たちが、まずは自分たちで互いの異質性を認め合い、協力し合えるようになることが必要です。そうした教師が、子どもたちに、互いの異質性を認め合えるよう指導できるのです。

誰かを責めても、問題は解決しません。唐突な「改革」は現場を混乱させるだけです。

大多数の真摯に努力している教師が信頼され、さらに教師たちが外部と日常的にかかわり、学校が呼吸をし、代謝をするようにゆるやかに学校が変われるように、行政や地域は学校教育を支えてください。

いじめ防止対策推進法について

(2013.6.21成立)

いじめ防止対策推進法の ポイント

- 心身に重い被害を受けたり、長期欠席を余儀なくされたりする重大ないじめ事案が発生した場合、学校に文部科学省や自治体への報告を義務付け
- 教育委員会や学校の下に、事実関係を調査する組織を設置し、被害者側に適切に情報提供
- インターネットを使ったいじめは、国や自治体による監視など対策を強化
- いじめが犯罪と認められる際は警察と連携。重大被害の恐れがある場合、警察に通報

<論点>

- 重罰化の方向ではいじめの問題を解決できないのではないか。
- これまでの学校の対応のどこが不十分であったのかの検討が不十分ではないか。
- 学級崩壊への対応、教員の多忙化、学校広報の充実等の抜本的な予防策は盛り込まれておらず、学校や教育委員会に負担をしいるだけの内容になっているのではないか。
- いじめかどうかの判断が求められるが、そもそもこの判断が難しい。

(東京新聞2013年6月21日夕刊より)